

村課は令和元年10月9日付で「総務省ヒアリングでの助言について（通知）」という文書を各市町村に発し、給与・人事制度等の「是正？」を求めています。

また、一部の市町村を訪問した際には「強要」とも思える発言をしているそうで、「県と市町村の関与のルール」（地方自治法245条以降）を逸脱し

そこで、12月26日に知事あてに「要請書」を提出して、県本部として見解表明し、市町村課の説明を求めました。

各自治体の組合員・職員のみなさんはもちろん、当局側のみなさんも、どう考えますか?ご意見をお寄せください。

(裏面につづく)

普通地方公共団体に対する国又は都道府県の閣与を受け、又は要するところである場合には、その事務の処理に関して法律又はそれに基づく政令で定めなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の閣与を受け、又は要するところであることはない。

總務省

## 県市町村課の賃下げと制度攻撃がまた

給与は大半の自治体が12月議会で条例改定を行い、差額が支給された自治体もあります。各組合は、10月上旬には「2019秋の再要求書」を提出。事務折衝や団体交渉を数多く重ね、8回を超えた組合もりました。

内部留保を449兆円（国家予算の4年分以上）もため込む一方で、労働者の賃金にまわらない大手企業の利益

職員の暮らしを回上させるためにも新しい年に相応しく、硬直した賃金抑制策ばかりを考える「発想」を変える運動をみなさんでひろげましょう。

優先策で、公務員労働者の暮らしも抑制され続けています。その結果消費税率引上げ前でも、20年前と比較して約2%も可処分所得が減少し、現状はさらに暮らしの悪化が進んでいます。

2019交涉

人事院勧告は酷かつたけれど  
暮らし・働き方改善で各組合が様々に奮闘

編集・発行  
自治労連  
埼玉県本部  
さいたま市浦和  
区岸町7-12-8  
電話048-866-0661  
fax048-866-1186

相談は  
埼玉県本部へ  
jichiroren-saitama  
@nifty.com へ  
ひとりでも入れる  
組合もあります！



表1 改定後の期末・勤勉手当支給月数

項目	職員		再任用職員	
	6月支給分	12月支給分	6月支給分	12月支給分
期末手当分	1.8力月	1.8力月	0.725力月	0.725力月
勤勉手当分	0.95力月	0.95力月	0.45力月	0.45力月
合計	2.25力月	2.25力月	1.175力月	1.175力月
年間合計	4.5力月		2.35力月	

# あなたの職場は大丈夫？

埼玉新聞の記事（2019年11月21日付け）

同日に朝日、毎日なども報道

町村課の介入もあって10月に廃止提案があつた12の自治体で撤回させ、本県の住宅取得事情に合つた対応を当局との合意ができました。ただし、中高年の給料は強烈な抑制がありまし  
再任用職員にいたつては給料も一時金も据え置きです。昨年の組合調査をもじりては、フルと短時間の希望実現など、制度の未来に向かうた改善が重要課題です。

もあつて10月  
めつた12の自  
せ、本県の住  
合つた対応で  
がきました。  
前進がありました。  
超勤の「2重帳簿」を  
けて不払残業を行つてい  
かありました。  
高年の給料に  
にいたつては、  
も据え置きで  
合調査をもと  
時間の希望実  
の未来に向け  
課題です。

ました。状況は表3のと  
り、さらに交渉が必要です  
不払残業改善では大きな  
ました。春日部市で、1245万円  
の補正予算を確保させ、支  
払いにこぎつけました。  
勇気ある組合員の告発を  
始まり、春日部市職と県本  
部の運動では正させました  
ただし、まだ未解明職場も

調査会は時効消滅しない、2年分の未払い賃代を算出。対象職員40人に計982時間分の未払い分(総額約1,000万円)を認めた。市は12月議会に予算を提出し、支払う予定。  
さきに調査会が聞き取り調査したところ、府内刊誌「月報」が、1月30日払い残業代の調整が行われてない可能性があることが分かった。調査会は今後調査進め、年度内に調査結果をまとめる。  
見回した石川良三市長は、「年俸賞与は超過算上ける。今回の件を真摯(しんし)に受け止め、コンプライアンス法遵守を順守。任職環境である私が先頭になって改善措置していくべきだ」と述べた。

**長時間労働規制・人員増も奮闘**

## 会計年度職員も3月末まで運動

会計年度任用職員制度の創設では①毎年の人勧アツブ分の昇給 + ②経験に応じた昇給は基本的に実現。後は、在職者の現在までの勤続への配慮や有給休暇制度改善が当面の課題です。

長時間労働の規制では4月から労基法改正があつたのに適切な対応をしていな

る当局への運動によりくみに「する」職場を労働組合の

市長が謝罪したものの、抜本改善策は不十分で、トツブとしての責任と完全解消の決意が曖昧な説明でした。毎年行う「春の要求アンケート」でも約半数が「不払残業がある」としており、各組合と県本部の運動で「法令遵守」「職員を大切

ありそうです。

# 「お願い」のはずなのに

別紙で強要し、本文でも4項目あげて取り組みを求めている

市 第 1415 号  
令和元年 10月 9日

各市町村  
(さいたま市を除く)  
各一部事務組合  
各企業団  
各広域連合

人事担当課長  
給与担当課長  
定員管理担当課長  
財政担当課長

様

埼玉県企画財政部市町村課長  
(公印省略)

総務省ヒアリングでの助言について(通知)

「平成31年地方公務員給与実態調査」、「地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査(平成31年4月1日時点)」等について、総務省自治行政局公務員部が実施するヒアリングに出席しました。

つきましては、調査内容に対する総務省からの助言を、別紙のとおり通知いたします。なお、別紙のうち「高齢層の昇給抑制」、「給料表のアレンジ」、「自宅に係る住居手当」、「人事評価の活用」については、特に適正化に向け取り組むべき事項として、総務省から強く助言を受けています。

貴団体におかれましては、本通知を踏まえ、適切に御対応いただけますようお願いいたします。また、記載のない項目につきましても、均衡の原則等に則していない項目がある団体におかれましては、引き続き適正化に向けて御対応いただくよう併せてお願いいたします。

説明と  
懇談を要請

県も自治体！ 国の横やりの防波堤じゃないの？

## 地方自治と労使自治を守つて！

は尊重する、②強制はしていない、とはまったく異なる姿勢で各市町村当局と接している事実が伝えられています。

こうした行為は、各市町村において憲法、地方公務員法等の趣旨に則って行われている給与・労働条件決まりであるばかりか、地方分権時代の都道府県と市町村の関係を否定し、地方自治を破壊する時代

当該通知のあて先は、市町村人事・給与担当課長だけでなく財政課長にまで拡げられており、人事・給与担当で済むことを総務省から強調されています。

一方で、当該通知の別紙の部分は誰の責任のもとに作成されたのか不明です。

当該通知の本文の第1段落は「ヒアリングに出席して、給与、人事評価、勤務条件、定員管理の4課題・13大項目・57小項目の詳細

にわたる「指示文書」になっています。ひどいのは、第2段落の「通知いたします」の後に、①高齢層の昇給抑制、②給料表の独自構造、③住居手当、④人事評価の4項目をあげて、「特に適正化に向け」「総務省から強く助言を受けています」な文書です。

### 介入・強要意図が露骨

当該通知のあて先は、市町村で求めたとされる、次のことが明らかにあります。

「お願い」とは全く異なる「お願い」になってしまっていません。

○現在の制度では違法支給とまで言われた○是正のためにはマスクにリーフすると言われた

○「仕送り」(地方交付税のことか?)をもらっているのに国に準拠しないでよいと考えているのかと言われた○命令するようなひどい口調で言われた……等々の苦情が出ていました。事実なら明らかに地方自治法の趣旨の逸脱です。

県・市町村課からの自治への介入行為は前からありました。しかし、今回は「総務省の見解を市町村に伝達する県組織としての役割」とは異なる、度を越しすぎた介入・強要行為です。

また、2019年9月10日に県本部と行った懇談時に話された、①市町村自治

は尊重する、②強制はしていない、とはまったく異なる姿勢で各市町村当局と接している事実が伝えられています。

当該通知の本文の第1段落は「ヒアリングに出席して、給与、人事評価、勤務条件、定員管理の4課題・13大項目・57小項目の詳細

にわたる「指示文書」になっています。ひどいのは、第2段落の「通知いたします」の後に、①高齢層の昇給抑制、②給料表の独自構造、③住居手当、④人事評価の4項目をあげて、「特に適正化に向け」「総務省から強く助言を受けています」な文書です。

当該通知のあて先は、市町村で求めたとされる、次のことが明らかにあります。

「お願い」とは全く異なる「お願い」になってしまっていません。

当該通知のあて先は、市町村で求めたとされる、次のことが明らかにあります。

当該通知の本文の第1段落は「ヒアリングに出席して、給与、人事評価、勤務条件、定員管理の4課題・13大項目・57小項目の詳細

にわたる「指示文書」になっています。ひどいのは、第2段落の「通知いたします」の後に、①高齢層の昇給抑制、②給料表の独自構造、③住居手当、④人事評価の4項目をあげて、「特に適正化に向け」「総務省から強く助言を受けています」な文書です。

当該通知のあて先は、市町村で求めたとされる、次のことが明らかにあります。

当該通知の本文の第1段落は「ヒアリングに出席して、給与、人事評価、勤務条件、定員管理の4課題・13大項目・57小項目の詳細

## 「別紙」には何が？

「必ず講じること」という「お願い」が日本語にある？

- ラスパイレス指数 → 指数を下げる対策を必ず講じること
- 高齢層の昇給抑制 → 是正を図ること。
- 給料表のアレンジ → 是正を図ること。対策を講じること。
- 初任給 → 適正化を図ること。
- 住居手当 → 速やかに廃止に向けた取組を行うこと。
- 等級別定数 → 比率高い団体は管理の適正化を図ること。
- 地域手当 → 国の基準で支給すること。
- 期末手当 → 役職段階別加算措置～～適正化を図ること。
- 技能労務職給料表 → 給料表の適正化を図ること。

こうした強要が延々とA4版で11ページにわたる50項目以上(一部法令どおりの求めもあるが)で行われています。

憲法28条の「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」とある原理も地方公務員法「第9節職員団体」の規定に活かされていません。法律の定め以外の労働条件は当局と職員団体

の交渉で決めるというのが憲法・地方公務員法の基本構造・大綱です。だから労・使で一生懸命に交渉して決定していくことに介入すべきでは

法遵守を宣誓したはずですが、憲法27条2項には「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とあり、公務員にも労働基準法等が広範囲に適用されます。

憲法27条2項には「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とある原理も地方公務員法「第9節職員団体」の規定に活かされていません。法律の定め以外の労働条件は当局と職員団体

### 労使対等決定が原理



### 公務員にも労働権(憲法27条)は保障されている

県職員も採用時には憲法遵守を宣誓したはずですが、憲法27条2項には「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とあり、公務員にも労働基準法等が広範囲に適用されます。

労働基本権(憲法27条)は保障されています。憲法27条2項には「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とある原理も地方公務員法「第9節職員団体」の規定に活かされていません。法律の定め以外の労働条件は当局と職員団体

の交渉で決めるというのが憲法・地方公務員法の基本構造・大綱です。だから労・使で一生懸命に交渉して決定していくことに介入すべきでは

本質は地方自治・労使自治に土足で踏み込むものにわたる「指示文書」になっています。ひどいのは、第2段落の「通知いたします」の後に、①高齢層の昇給抑制、②給料表の独自構造、③住居手当、④人事評価の4項目をあげて、「特に適正化に向け」「総務省から強く助言を受けています」な文書です。

当該通知の本質は、人事行政という自治体固有の行政分野に土足で踏み込むものです。それは市町村課職員が訪問先の市町村で求めたとされる、次のことからも明らかです。市町村当局から聞かれる、次のことからも明らかなことです。

○是正期限を記載した念書的な文書の作成を求められた。それは市町村課職員が訪問先の市町村で求めたとされる、次のことからも明らかです。市町村当局から聞かれる、次のことからも明らかなことです。

○「仕送り」(地方交付税のことか?)をもらっているのに国に準拠しないでよいと考えているのかと言われた。それは市町村課職員が訪問先の市町村で求めたとされる、次のことからも明らかです。市町村当局から聞かれる、次のことからも明らかなことです。

○命令するようなどい口調で言われた……等々の苦情が出ていました。事実なら明らかに地方自治法の趣旨の逸脱です。

○命令するようなどい口調で言われた……等々の苦情が出ていました。事実なら明らかに地方自治法の趣旨の逸脱です。